

佐伯市公告第 85 号

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

佐伯市長 富高 国子



第 1 競争入札に付する事項

- 1 件名 令和 8 年度 教育行政用パソコン等賃貸借
- 2 契約期間 契約締結日の翌日から令和 13 年 12 月 31 日まで
- 3 賃貸借期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで（60 ヶ月）
- 4 機器の仕様 仕様書のとおり
- 5 予定価格 公表しない
- 6 最低制限価格 適用しない
- 7 その他 第三者賃貸方式適用（本市、納入業者及びリース会社の三者契約）

※納入業者が、リース料月額（税抜き）をもって入札すること。

なお、本市は、納入業者とリース会社間の代金決済について関知しない。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 納入業者及び賃貸人が、各々佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号。）に規定する有資格者であること。
- 3 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 入札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされ

- た者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号。）第 6 条第 1 項に定める暴力団関係者でない者であること。
- 7 納入業者は、第三者である賃貸人たるリース会社を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。
- なお、賃貸人は、本入札において 2 以上の納入業者の賃貸人を兼ねることはできず、入札に自ら参加することもできない。

第 3 入札手続等

1 担当課（入札及び契約担当課）

郵便番号 876-0853

佐伯市中村東町 6 番 9 号（佐伯教育市民ホール「まな美」）

佐伯市教育委員会教育総務課

電話番号 0972-22-4070（直通）

電子メールアドレス k-somu@city.saiki.lg.jp

2 仕様書等の閲覧の期間及び方法

（1）閲覧期間

公告日から令和 8 年 9 月 1 日火曜日の午後 5 時までとする。

（2）閲覧方法

仕様書等（入札説明書及び各種様式含む）の閲覧については、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp>）に掲載するので、ダウンロードして閲覧すること。

なお、ダウンロードが困難な場合は、第 3 の 1 の担当課へ問合せすること。

3 入札に関する質問について

（1）質問方法

本入札（仕様書・様式の記入方法等）に関して質問がある場合には、令和 8 年 8 月 19 日水曜日の午後 5 時までに第 3 の 1 の担当課へ質問回答書（様式 3）を電子メールで提出し、確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

（2）質問に対する回答

令和 8 年 8 月 21 日金曜日までに、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。
また、内容によっては、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp>）に掲載するものとする。

4 競争入札参加資格確認申請書類の提出期間等

入札参加者は、第 2 に掲げる資格を有することを確認するために、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出期間内に提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

（1）提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書 1 部

イ 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書 1 部

ウ 納入機器明細表 1部

※ウについては任意の様式とし、添付の作成例を参照のこと。

(2) 提出期間

公告日から令和8年8月24日月曜日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法

提出期間内に第3の1の担当課に持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）により提出すること。郵送に係る費用は入札者の負担とする。なお、郵送する場合は、事前に電話連絡すること。

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) 提出期間以降における申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 提出書類の様式は、佐伯市ホームページ (<https://www.city.saiki.oita.jp>) からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問合せすること。

5 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和8年8月25日火曜日までに入札参加資格を確認するものとする。入札参加資格を有する者に対する通知は省略することができるものとし、入札参加資格を有しない者に対する通知は、令和8年8月25日火曜日までに行うものとする。

6 入札説明会 実施しない

7 入札保証金 免除する

8 入札及び開札等

(1) 入札方法

郵便入札とする。

入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、郵便入札の場合、入札書は代表者が作成するため、当該入札に関する委任状は不要とする。

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年9月1日火曜日午後5時までに必着のこと

イ 提出先 第3の1の担当課宛て

(3) 郵送方法

一般書留、簡易書留のいずれかによる。それ以外の方法で郵送した場合は無効とする。

郵送に係る費用は入札者の負担とする。

郵送方法等の詳細は、別紙「郵便入札に関する留意事項」を参照のこと。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月2日水曜日 午前10時00分

佐伯教育市民ホール「まな美」2階 職員用会議室

(5) 開札の立会

開札に立会いを希望する場合（各者1名まで）は、公告日から開札日前日の正午までに第3の1の担当課へ開札立会申請書を郵送又は電子メールにより提出することとし、申請書を発送又は送信後、担当課に電話連絡すること。立会の受付は、開札予定時間の10分前から行うものとする。

なお、郵送による場合の係る費用は入札者の負担とする。

また、入札者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない職員を立会人とする。

(6) 入札回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨（日時、場所、方法について）を入札参加者へ連絡することとする。ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札を無効とされた者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、再度入札でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積合わせを行う。その場合の見積方法、見積期限については別途指示するものとする。

(7) その他

ア 入札書に記載する金額は、リース料率及び納入に関する一切の諸経費を加味したリース料月額（税抜き）を記載すること。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行う。

ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。

エ 入札書への記載は、ペン又はボールペン（えんぴつ、消せるボールペン等訂正が容易にできる筆記具は不可）を使用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札者は、開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない。

第4 落札者の決定方法

- 1 開札後は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに落札者の順位を決定するため、くじ番号による抽選を実施する。
- 3 くじ番号による抽選方法は、入札書に記載されたくじ番号をもとに本市が定める所定の計算式にあてはめて算出した結果によって落札者を決定する方法とする。

第5 入札結果について

開札終了後、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、応札者全員（辞退した者を除く）に、後日、入札結果を郵送するものとする。

第6 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、落札者が佐伯市契約規則第6条第3項の免除規定に該当する場合には、契約保証金を免除する。

第7 入札の無効

- 1 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない場合がある。

- (1) 記名押印を欠く入札
 - (2) 金額の記載がない入札
 - (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
 - (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
 - (5) 二以上の意思表示をした入札
 - (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
 - (7) この公告に示した申請書を提出しない者のした入札（申請書の未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）
 - (8) この公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者の入札
 - (9) 申請書の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
 - (10) その他入札に関する条件（関係法令、仕様書、本入札に関する添付資料等の記載事項）に違反した入札
- 2 この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行うものとする。
- (1) 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、ファクシミリ送信票等の具体的な物証
 - (2) 落札予定金額（率）
 - (3) 一般競争入札における入札参加者
※入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く
 - (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第9 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当

した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。

(1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。

(2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書は、公表しないものとする。ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。

7 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。

8 その他不明な点は、第3の1の担当課まで照会すること。

納入機器明細表（作成例） ※様式は任意とする。

日付・印は不要

株式会社 ○○○○

品名	メーカー名・型番等	数量	備考
本体 パソコン	○○社 AB12345	290	
本体 モノクロレーザープリンタ	○○社 CD12346	35	
増設1段カセットユニット	○○社 EF12347	35	
有線USB光学式スクロールマウス	○○社 GH12348	290	
盗難防止用ワイヤー	○○社 IJ12349	290	
回復ドライブ及びドライバメディア	○○社 KL12350	2	
ソフトウェア	Acronis Snap Deploy for PC (v6) + 初年度保守	290	
保守パック(パソコン)	○○社 MN12351 ピックアップ保守5年	290	
保守パック(プリンタ)	○○社 OP12352 ピックアップ保守5年	35	

納品しようとする製品（機器）の製造メーカー名・型式・規格・数量・単位等、仕様書に示した項目を具体的に記載してください。

その他については、仕様書のとおり

郵便入札に関する留意事項

1. 郵便入札について

入札事務の効率化のため、郵便により入札書を送付する「郵便入札」を実施します。

2. 入札書の提出方法について

(1) 郵送方法

- ①最寄りの郵便局の窓口において、「一般書留」または「簡易書留」のいずれの方法により郵送手続きを行ってください。「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。ポストからの投函はできませんので注意してください。
- ②上記以外の方法(普通郵便やメール便等)による入札は無効となります。
- ③郵送に要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- ④入札書の提出期限は、入札公告に記載している期限までです。期限までに到着しない入札は無効とします。(提出期限日の消印有効ではありません。)
- ⑤入札書は内封筒及び郵送用封筒(外封筒)の二重封筒で郵送してください。

(2) 内封筒について

- ①入札書は必ず内封筒に入れてください。内封筒がない場合は無効となります。
- ②仕様書で単価表や内訳書等の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に内封筒に入れてください。
- ③内封筒は定型封筒(長形3号封筒)を使用し、指定の「内封筒用貼付け用紙」に、入札参加者の住所、商号・名称、代表者氏名を明記したものを貼付けてください。また、入札書を厳封の上で裏面も届出印(入札参加資格審査書の使用印)で封印をしてください。

(3) 内封筒を入れる郵送用封筒(外封筒)について

- ①郵送する場合は、郵送用の封筒(外封筒)に内封筒を入れて送付してください。
- ②入札書在中と記載(朱書き)し、入札参加者の住所、商号・名称、代表者氏名を記載し、下記の宛先に送付してください。

【宛先:〒876-0853 佐伯市中村東町6番9号 佐伯市 教育委員会 教育総務課 宛】

— 落札者となるべき同価の入札が 2 者以上ある場合の
くじ番号による決定方法(自動決定方式) —

1. 番号

入札参加者はあらかじめ 3 桁以内の任意の番号(くじ番号)を、入札書の「くじ番号」欄に記載してください。(000 以外とする。)

くじ番号の記載がない場合は「111」を割り当てます。

2. 入札順位

落札者となるべき同価の入札者の入札順位は、佐伯市物品等供給契約に係る入札参加有資格者名簿の登録番号の小さい者から順に 0(ゼロ)から、1、2、3…と番号を割り振ります。

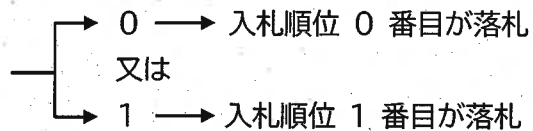
3. 落札者の決定

(ア) 同価の入札者の「くじ番号」の合計を同価の入札者の人数で割り、余りを算出します。

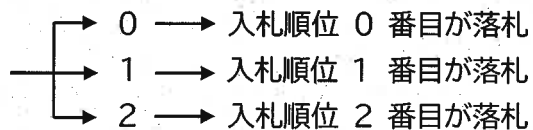
(イ) 同価の入札者の入札順位が、上記で得られた数字と同じ方が、落札者となります。

(例)

同価の入札者が 2 者の場合、余りは



同価の入札者が 3 者の場合、余りは



仕様書

- 1 件名
令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借
- 2 賃貸借期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで(60ヶ月)
- 3 納入場所
佐伯市長が指定する場所(市内中心部の1拠点)
※詳細場所は、セキュリティの観点から落札者のみに通知する。
- 4 納入期限
令和8年12月25日(納入日は賃借人と協議した上で決定する。)
- 5 賃貸借物件
別紙賃貸借物件一覧のとおりとする。
- 6 賃貸借期間終了後の措置
 - (1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。
 - (2) 前項で示す撤収時において、機器に内蔵された記憶媒体がある場合は、本市が指定するシステム保守業者の負担により、データ復元ができない方法でデータ消去を実施し、賃貸人に引渡しを行うものとする。
 - (3) 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、賃貸人の物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。
- 7 入札書に記載する金額
賃貸借料率を加味した賃貸借料月額(税抜き)を記載すること。
- 8 賃貸借料の支払方法
各月終了後の請求による月額分割払いとする。
- 9 動産総合保険の付保
契約期間中、リース会社を契約者とする動産総合保険(ソフトウェアを除く)を付保すること。
- 10 情報セキュリティに関する要件
納入する機器は、次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 国内に保守サービス拠点を有すること。
 - (2) 日本語による技術サポートを5年以上提供できること。
 - (3) ファームウェアの更新が日本語で提供されること。

11 その他

- (1) 納入に関する費用等、必要な経費がある場合は、その経費も含むものとする。
- (2) 契約書は、別添 賃貸借契約書(案)のとおりとするが、不足部分等について、落札者と別途協議の上決定するものとする。
- (3) この仕様書の定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。

別紙 賃貸借物件一覧

ア ノートブック型パソコン

項目		内容	数量
CPU		第13世代Intel® Core™i5 プロセッサ以上	290
メモリ		16GB 以上	
ストレージ		SSD (フラッシュメモリディスク) 256GB 以上	
サウンド機能		スピーカー内蔵	
ポインティングデバイス		内蔵 (タッチパッド)	
キーボード		JIS 配列準拠テンキー付キーボード	
ディスプレイ		15.6 型フルHD (1920×1080 ドット) 以上、最大1677 万色	
通信	有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T	
	無線 LAN	IEEE 802.11ax (2.4Gbps) 対応、IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 (5GHz 帯チャンネル:W52/W53/W56)	
インターフェイス	USB	USB3.0 準拠 (Type-A×2 ポート以上、Type-C×2 ポート以上)	
	外部ディスプレイ	HDMI 出力端子×1	
	Web カメラ	内蔵 (有効画素数約 92 万画素以上)	
	ライン入出力端子	φ3.5mm ステレオ・ミニジャック×1	
	LAN	RJ-45×1	
セキュリティ機能		セキュリティ (盗難防止用) ロックスロットあり	
バッテリー		AC アダプタ、リチウムイオンバッテリー 動画再生時約 5 時間以上 (JEITA3.0) の駆動が可能であること。	
省電力機能等		省エネ法に基づくエネルギー消費効率 (2022 年度基準) 省エネ基準達成率 AA 以上であること。	
ソフトウェア	OS	Windows 11 Professional 64bit 正規版が動作すること。	
保守		ビックアップ保守 5 年	
その他		・セキュリティチップ (TPM2.0 準拠) が搭載されていること。 ・有線 USB 光学式スクロールマウス (上記仕様ノートブック型パソコンでの動作保証がとれているもの) 及び盗難防止用ワイヤー (4 桁ダイヤル式) を台数分付けること。 ・回復ドライブ及びドライバメディア (媒体は問わない) を 2 セット以上納品すること。 ・パソコン本体は法人向け製品とし、全数同一製造者の同一機種で国内において十分なサポートを受けられる製品であること。 ・調達する機器はメーカー製品とし、いわゆるショップブランド製品ではないこと。	

イ ソフトウェア

名称	メーカー	数量
Acronis Snap Deploy for PC (v6) + 初年度保守	アクロニス	290

ウ プリンタ

項目	内容	数量
プリンタ	本体 EPSON LP-S3290 (機種は参考であり、同等以上でよい。) 増設 1 段カセットユニット	35
保守	ビックアップ保守 5 年	

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

佐伯市長 富高 国子 様

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

令和8年8月7日付けで公告のあった「令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借」に係る競争入札参加資格を確認されたく関係書類を添え申請します。なお、佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱に規定する有資格者の名称等は下記のとおりです。

記

商号又は名称		代表者職・氏名
所在地 〒		
電話番号	電子メール	ファックス番号

(代理人)

商号又は名称		代表者職・氏名
所在地 〒		
電話番号	電子メール	ファックス番号

※代理人の欄は、有資格者名簿登録申請時、代理人(支店長等)を登録している場合のみ記載してください。

※代理人を登録している場合、申請は代理人が行ってください。(申請者＝代理人)

関係書類

- ☐ 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書 1部
☐ 納入機器明細表 1部

※右の入札参加資格確認欄には、記入しないでください。
市記入欄です。

入札参加資格確認欄	
参加資格の有無	確認者印

令和 年 月 日

佐伯市長 富高 国子 様

【納入業者(物品の販売業者)】

所在地

商号又は名称

代表者名

印

【賃貸人(物品のリース会社)】

所在地

商号又は名称

代表者名

印

第三者賃貸方式による貸付能力等証明書

佐伯市(以下「甲」という。)が令和8年8月7日付けで公告した下記の案件について、当社が納入業者(以下「乙」という。)となった場合、責任をもって第三者である賃貸人(以下「丙」という。)をして貸し付けできることを下記のとおり証明いたします。

記

1 件 名 令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借

2 賃貸借契約 賃貸借契約は甲乙丙の間で、甲指定の賃貸借契約書により契約いたします。

3 賃貸借契約にかかる債務の履行

賃貸借契約にかかる債務については、乙の責任において甲の賃貸借契約書に定めた条件で丙に履行させます。また、丙が正当な理由なく賃貸借契約書に定められた債務を履行しない場合は、乙が債務を履行いたします。

4 賃貸料

(1) 乙が落札した賃貸料で、丙から甲へ賃貸いたします。

(2) この契約により生じる賃貸料の請求は丙が行いますので、甲から丙に支払いをお願いします。

記入例

令和 年 月 日

佐伯市長 富高 国子 様

郵送の場合は作成日、電子メールの場合は提出日を記入すること。

【納入業者(物品の販売業者)】

所在地

商号又は名称

代表者名

㊦

【賃貸人(物品のリース会社)】

所在地

商号又は名称

代表者名

㊦

佐伯市物品等競争入札参加資格認定を受けた者の所在地等を記入すること。

第三者賃貸方式による貸付能力等証明書

佐伯市(以下「甲」という。)が令和8年8月7日付けで公告した下記の案件について、当社が納入業者(以下「乙」という。)となった場合、責任をもって第三者である賃貸人(以下「丙」という。)をして貸し付けできることを下記のとおり証明いたします。

記

1 件 名 令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借

2 賃貸借契約 賃貸借契約は甲乙丙の間で、甲指定の賃貸借契約書により契約いたします。

3 賃貸借契約にかかる債務の履行

賃貸借契約にかかる債務については、乙の責任において甲の賃貸借契約書に定めた条件で丙に履行させます。また、丙が正当な理由なく賃貸借契約書に定められた債務を履行しない場合は、乙が債務を履行いたします。

4 賃貸料

(1) 乙が落札した賃貸料で、丙から甲へ賃貸いたします。

(2) この契約により生じる賃貸料の請求は丙が行いますので、甲から丙に支払いをお願いします。

賃貸借契約書（案）

- | | |
|--------------|--|
| 1 賃貸借件名 | 令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借 |
| 2 賃貸借物件 | 別紙「賃貸借物件明細書」のとおり |
| 3 物件設置(保管)場所 | 佐伯市長が指定する場所（別紙「賃貸借物件明細書」のとおり） |
| 4 契約期間 | 令和8年 月 日から令和13年12月31日まで |
| 5 賃貸借期間 | 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで（60ヶ月） |
| 6 契約金額 | 賃借料総額 ￥ —
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —）
賃借料月額 ￥ —
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —）
賃借料総額の内訳
令和8年度 ￥ —
令和9年度 ￥ —
令和10年度 ￥ —
令和11年度 ￥ —
令和12年度 ￥ —
令和13年度 ￥ —
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。 |
| 7 契約保証金 | ただし、落札者が佐伯市契約規則第6条第3項の免除規定に該当する場合には、契約保証金を免除する。 |

上記の賃貸借について、契約担当者 佐伯市長 富高 国子（以下「賃借人」という。）と契約者（以下「納入業者」という。）と契約者（以下「賃貸人」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号。以下「規則」という。）及び次の条項の規定によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

第1条 納入業者は、契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に基づき物件を納入し、賃貸人をして当該物件を賃借人に賃貸し、賃借人は、これを賃借するものとする。

（物件の引き渡し）

第2条 賃貸人から賃借人への物件の引渡しは、納入業者が物件を賃借人が指定する期日までに納入業者の負担で賃借人の指定する場所に納品し、必要となる作業を終えた上で賃借人の検査を受け、当該検査に合格したときをもって完了したものとする。

2 前項の場合において、賃貸人の申し出又は賃借人がその必要がないと認めるときは、賃貸人の立会いを求めないで当該検査を行うことができる。

3 賃貸人は、前項の検査に立ち会わなかったときは、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。

（引渡し前における物件の使用）

第3条 賃借人は、引渡し前においても物件の全部又は一部を賃貸人の承諾を得て使用すること

ができる。

- 2 前項の場合において、賃借人は、物件を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 3 賃借人は、第1項の規定により物件の全部または一部を使用したことによって賃貸人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 賃貸人及び納入業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第5条 賃貸人及び納入業者は、この賃貸借契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(賃借料の支払)

- 第6条 賃貸人は、物件を賃借人が使用した月（以下「使用月」という。）の翌月以後15日までに、使用月の月額の賃借料の支払いを賃借人に請求するものとする。
- 2 前項の賃借料の月額計算は、月の初日から末日までを1月分の月額として計算するものとする。この場合において、月の使用が1月分に満たないとき又は賃貸人の責に帰する事由により月の使用が1月分に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
 - 3 賃借人は、第1項の規定により適法な請求書を受理した日から30日以内に第1項に定める賃借料を支払わなければならない。
 - 4 賃借人の責に帰する事由により、前項に基づく賃借料の支払いが遅れた場合には、賃貸人は、遅延した日数に応じて、契約締結日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した額の支払いを賃借人に対して請求することができる。

(損害保険)

- 第7条 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を、賃貸人の負担により、賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。ただし、ソフトウェアについてはこの限りではない。
- 2 賃借人の責めに帰すべき事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、前項に規定する保険により補てんされた部分の範囲で損害賠償を免れるものとする。

(物件の維持管理等)

- 第8条 賃借人は、物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 賃借人は、物件を通常の用法に従って使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用しなければならない。
 - 3 物件に故障が生じたときは、賃借人は、直ちに、その旨を賃貸人及び納入業者に通報しなければならない。
 - 4 納入業者は、この契約に物件の保守をすべき旨が定められている場合においては、常に物件の機能を十分に発揮させることができるようにするため、仕様書等に定めるところにより、必要な保守を納入業者の負担で行わなければならない。なお、賃貸人には保守責任は生じない。
 - 5 納入業者は、第3項の規定による通報を受けたときは、遅滞なく、納入業者の負担で物件を修理しなければならない。ただし、当該故障の原因が賃借人の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。
 - 6 納入業者は、あらかじめ賃借人の承諾を得たときは、物件の保守に係る業務を再委託することができる。
 - 7 賃貸人は、物件に、所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第9条 賃借人は、物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すとき

は、事前に賃貸人及び納入業者の承諾を受けなければならない。

(物件の滅失又はき損)

第10条 賃貸人の責による物件の滅失又はき損については、賃貸人と賃貸人とは協議の上、その費用（第7条の規定により付された保険により補てんされた部分を除く。）は、賃貸人が負担するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるとき、又は賃貸人が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

2 物件の一部又は全部が滅失し、当該賃貸借契約の履行が不可能となった場合は、前項による損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

(損害の負担)

第11条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、賃貸人又は納入業者がその費用を負担するものとする。ただし、賃貸人の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りでない。

(契約不適合責任)

第12条 賃貸人は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、賃貸人に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、賃貸人は、賃貸人に不相当な負担を課するものではないときは、賃貸人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、賃貸人が、その不適合を知った時から1年以内にその旨を賃貸人に通知しないときは、賃貸人は、同項の請求をすることができない。ただし、賃貸人が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

4 第1項又は第3項の場合において、賃貸人が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、賃貸人は、その不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 納入業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、納入業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことがあきらかであるとき。

5 この物件が契約不適合である場合において、その原因が納入業者に起因すると判断される場合には、賃貸人を納入業者に、又はその原因が賃貸人及び納入業者ともに起因すると判断される場合には、賃貸人を賃貸人及び納入業者にそれぞれ読み替えて本条全項を適用する。

6 前項の場合においては、賃貸人、納入業者及び賃貸人は、それぞれの責任の有無にかかわらず、協力し速やかに解決を図るものとする。

(物件の返還等)

第13条 賃貸人は、賃貸借期間の満了又は契約の解除のとき、賃貸人の指示に従い、仕様書に記載の方法により、賃貸人が、データ消去を実施した機器等を速やかに撤去するものとする。なお、データ消去費用は賃貸人が負担し、撤去費用については、賃貸人が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、賃貸人と賃貸人とは協議の上、データ消去及び撤去について別に定めることができる。

(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)

第14条 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、賃貸人の物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

(契約内容の変更等)

第15条 賃借人は、必要があると認めるときは、あらかじめ賃貸人及び納入業者と協議をした上で、この契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時的に中止させることができる。

2 前項の規定による措置により賃借料の額を変更する必要があるときは、賃借人、納入業者及び賃貸人が協議してその額を定める。

(賃借人の催告による解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人又は納入業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がないのに、賃貸人又は納入業者が賃借人の指示に従わないとき。
- (2) 賃貸借開始日までにこの物件の納入を完了しないこと、又は完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第12条の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第17条 賃借人は、賃貸人又は納入業者が次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の債務を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 賃貸人又は納入業者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 賃貸人若しくは納入業者の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人若しくは納入業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、賃貸人又は納入業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人又は納入業者が前条の規定による催告をしても契約をした目的を達成するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第20条又は第21条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (8) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (9) 代表者、役員又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の罪により刑に処せられたとき。
- (10) 役員等（納入業者又は賃貸人が個人である場合にはその者を、納入業者又は賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の実施に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (11) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- き。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (15) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第9号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者との契約を締結したと認められるとき。
 - (16) この契約に関し、再委託契約その他の契約に当たり、第9号から第13号までのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、賃借人が納入業者又は賃貸人に対して当該契約の解除を求め、納入業者又は賃貸人がこれに従わなかったとき。

（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金）

第19条 第16条又は第17条により契約が解除された場合においては、賃貸人又は納入業者は、違約金として、賃借料の総額（契約の一部の履行があった場合にあっては、賃借料の総額から当該履行があった部分に相当する賃借料の額を控除して得た額）の10分の1に相当する額を、賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この規定は適用しない。

- 2 前項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 3 賃貸人又は納入業者は、第1項の規定により賃借人が契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を賃借人に請求することができない。

（賃貸人又は納入業者の催告による解除権）

第20条 賃貸人又は納入業者は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（賃貸人又は納入業者の催告によらない解除権）

第21条 賃貸人又は納入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第15条第1項の規定により、賃借人が物件の納入を一時的に中止させ、又は一時的に中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間にわたるとき。
- (2) 第15条第1項の規定により賃借人が契約の内容を変更する場合において、賃借料の総額が、当初の賃借料の総額の3分の2以上減少したとき。
- (3) 賃借人の責に帰すべき事由により物件が滅失し、又はき損し、使用不可能になったとき。

（賃貸人又は納入業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 賃借人は、この契約が履行の完了前に解除された場合において、既に履行された部分があるときは、当該履行部分に相応する契約代金を支払うものとする。

- 2 前項による場合の物件の返還については、第13条の規定を準用する。

（プログラムの使用権等）

第24条 プログラムには、プログラム・プロダクトを一体化したもの及びその使用方法を解説し

た書類を含むものとする。

- 2 プログラムの使用権設定者は納入業者とし、賃貸人はプログラムの非独占的使用権を取得し、賃借人に賃貸する。
- 3 賃借人は、プログラムの全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくはその再使用権を設定し、又は複製し、その他第三者に使用させてはならないものとする。
- 4 賃借人は、プログラムの全部又は一部を改変、又はリバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイルをすることはできないものとする。本契約のほかに賃借人が納入業者との間でプログラムの使用に関する契約を締結した場合、この内容を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、賃借人の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項、又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて賃借人、納入業者及び賃貸人が協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 大分県佐伯市中村南町1番1号
佐伯市
佐伯市長 富高 国子 印

納入業者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

賃貸人 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

別紙

賃貸借物件明細書

1. 賃貸借物件

ア ノートブック型パソコン

品名	メーカー名	型番等	数量
			290

イ モノクロレーザープリンタ

品名	メーカー名	型番等	数量
			35

ウ ソフトウェア

品名	メーカー名	型番等	数量
Acronis Snap Deploy for PC (v6) + 初年度保守	アクロニス		290

2. 物件設置（保管）場所

佐伯市長が指定する場所（※詳細場所は落札者のみ通知する。）

入 札 書

開札日 令和 年 月 日

金 額	¥
件 名	令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借
納 入 場 所	佐伯市長が指定する場所

佐伯市契約規則を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

くじ番号

くじ番号			
------	--	--	--

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名



契約担当者 佐伯市長 富高 国子 様

備考

- 1 数字はアラビア数字を使用し、頭に¥を記入すること。ただし、金額の訂正は無効入札となるので注意すること。
- 2 入札書には、月額のリース料（消費税抜き）を記載すること。
- 3 金額以外で入札書に記入した事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し、押印すること。
- 4 くじ番号には3桁までの数字を記入すること。（000以外とする。）
くじ番号のない場合または「000」の場合は、「111」を割り当てます。

入 札 書

記載例

リース料月額単価(税抜き)で記載してください
(ペン又はボールペンで
手書き)

開札日 令和 年 月 日

金 額	¥
件 名	令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借
納 入 場 所	佐伯市長が指定する場所

佐伯市契約規則を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

くじ番号

くじ番号			
------	--	--	--

くじ番号3桁を必ず記載してください

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

印

入札参加者本人の住所、氏名、押印。

契約担当者 佐伯市長 富高 国子 様

備考

- 1 数字はアラビア数字を使用し、頭に¥を記入すること。ただし、金額の訂正は無効入札となるので注意すること。
- 2 入札書には、月額リース料（消費税抜き）を記載すること。
- 3 金額以外で入札書に記入した事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し、押印すること。
- 4 くじ番号には3桁までの数字を記入すること。（000以外とする。）
くじ番号のない場合または「000」の場合は、「111」を割り当てます。

内封筒用貼付け用紙（長形3号封筒用）

キリトリ線

〒876-0853

佐伯市中村東町6番9号

佐伯市 教育委員会 教育総務課 宛

入札書在中

開 札 日	令和8年9月2日
件 名	令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借

差出人	住 所	
	商号・名称 代表者氏名	

封筒の表面

〒876-0853

佐伯市中村東町6番9号

佐伯市 教育委員会 教育総務課 宛

入札書在中

開 札 日	令和8年9月2日
件 名	令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借

差出人	住 所	
	商号・名称 代表者氏名	

必ず一般書留か簡易書留で
郵送してください。

上記の封筒用貼付け用紙に入
札参加者の住所、商号・名称、
代表者氏名を明記したものを
貼付けてください。

封筒の裏面



封筒の中に入札書を入れ、
封かんし、届出員で封印を
してください。

辞 退 届

件 名 令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借

入 札 日 令和 年 月 日

このたび、上記案件については、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

契約担当者

佐伯市長 富高 国子 様

様式3

質問回答書

件名: 令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借

質問		回答	
質問者		回答者	佐伯市 教育委員会 教育総務課
次のとおり質問致します。		次のとおり回答致します。	

担当課 教育総務課

申請日 令和 年 月 日

開札立会申請書

以下の案件について、開札の立会を希望しますので申請します。

件 名 令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借

開 札 日 時 令和8年9月2日 午前10時00分

開 札 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」2階 職員用会議室

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

契約担当者 佐伯市長 富 高 国 子 様

※開札に立会いを希望する場合は、公告日から開札日前日の正午までに本様式を郵送又は電子メールにより以下の送信先へ提出すること。電子メールによる場合は、送信後、郵送する場合は、事前に送信先へ電話連絡することとし、いずれの場合も提出期間内に必着すること。
※立会人は開札当日に身分証を持参することとし、代理人が立会う場合は、立会委任状(様式5)と身分証を持参すること。

【送信先】

郵送の場合

876-0853
佐伯市中村東町6番9号(佐伯教育市民ホール「まな美」)
佐伯市教育委員会 教育総務課
0972-22-4070

メール送信の場合

k-somu@city.saiki.lg.jp

委任状

今般、都合により 令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借
の開札の立会いに関する一切の権限を()に委任しましたので、
連署をもってお届けします。

令和8年 月 日

(受任者) 住 所

商号又は名称

受任者氏名

印

(委任者) 住 所

商号又は名称

委任者氏名

印

契約担当者

佐伯市長 富高 国子 様